



南大阪看護専門学校 学校評価実施規程

(目的)

第1条 この規程は自己評価および学校関係者評価の実施ならびに結果の公表について必要な事項を定めることを目的とする

(定義)

第2条 この規程において学校評価とは学校教育法第133条および学校教育法施行規則第189条に規定する自己評価ならびに学校関係者評価をいう

(自己評価委員会の設置)

第3条 自己評価を適切かつ円滑に行うための組織として学内に自己評価委員会(以下「委員会」という)を置く

(委員会の所掌事項)

第4条 委員会は自己評価の目的を達するため、次の事項を所掌する

- (1) 自己評価の基本方針および実施体制ならびに実施方法の制定・改廃に関すること
- (2) 自己評価の評価基準項目に関すること
- (3) 自己評価報告書の作成に関すること
- (4) 自己評価結果に基づく改善案の提案に関すること
- (5) 自己評価結果の公表に関すること
- (6) その他自己評価の実施について必要な事項に関すること

(委員の構成)

第5条 委員会は南大阪看護専門学校に籍を置く、教職員を委員として構成する

- 2 委員の人数は5人以内とする
- 3 委員の任期は2年とする。但し、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は前任者の残存期間とする
- 4 委員は再任することが出来る

(自己評価の実施)

第6条 自己評価は副学校長の指揮のもと、第4条で定める基本方針、実施体制に基づく責任と役割を教職員それぞれが十分認識し、誠実に取り組まなければならない



(委員会運営)

第7条 委員会には委員長を置く

- 2 委員長には副学校長が就任する
- 3 委員長は会務を総理し、委員会を代表する
- 4 委員長に事故があるときは、また、委員長が欠けたときは、予め委員長が指名する委員がその職務を代理する
- 5 委員会は通常月1回開催するが、臨時に開催する場合は委員長が招集する
- 6 委員会は必要と認める場合に委員以外の者に出席を求めることが出来る

(自己評価結果の活用)

第8条 教職員は、自己評価結果を活用し、教育活動および学校運営等の質の保証と向上に継続的に努めなければならない

(自己評価結果の報告)

第9条 委員長は自己評価結果を学校運営会議に報告しなければならない

(自己評価結果の公表)

第10条 委員長は学校運営会議の承認を受け、自己評価結果を広く社会に公表しなければならない

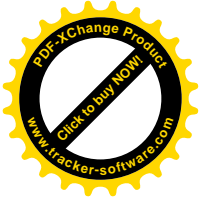
(学校関係者評価)

第11条 委員長は自己評価の結果を本校の関係者により組織した学校関係者評価委員会(以下「関係者委員会」という)に報告し、意見を聴き、その意見を尊重し、教育活動および学校運営に活用しなければならない

(関係者委員会の構成)

第12条 関係者委員会は、次の区分から学校長が委嘱する委員により構成する

- (1) 関連業界等関係者 4名
 - (2) 卒業生 1名
 - (3) 地域代表 1名
 - (4) その他学校長が必要と認める者
- 2 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない



(関係者委員会の運営)

第13条 関係者委員会に委員長を置く

- 2 関係者委員会は学校長が招集し、委員長がその運営にあたる
- 3 学校長が必要と認める場合は、関係者委員会に委員以外の者の出席を求めることが出来る
- 4 関係者委員会は、委員の過半数が出席できなければ開会出来ない
- 5 関係者委員会は自己評価の進捗状況に応じて次年度の計画策定まで1回以上開会しなければならない

(報酬および費用弁償)

第14条 関係者委員会委員の報酬および費用弁償については、本校が定める基準により支払う

(学校関係者評価結果の評価結果)

第15条 委員長は関係者委員会による評価結果をまとめ、報告書を作成する

(学校関係者評価の活用)

第16条 委員長は学校関係者評価の結果を活用し、教育活動および学校運営等の質の保証と向上に継続的に努めなければならない

(学校関係者評価結果の報告)

第17条 委員長は学校関係者評価の結果を学校運営会議に報告しなければならない

(学校関係者評価結果の公表)

第18条 委員長は学校関係者評価の結果について学校運営会議の承認を受け、自己評価結果を公表しなければならない

(その他)

第19条 本規程に定めのない学校評価に関する事項については委員会で協議し、別に定める

附則

この規程は平成27年9月1日から施行する